

川西町除雪アダプト推進事業（概要）

（目的）

町民と行政が協働してきれいなまちづくりの推進を図るとともに除雪の促進を図るため、自治会が降雪期における自治会内の生活道路の確保のために自主的に行う機械除雪作業を住民に依頼し費用を支払ったものに対し、同自治会に予算の範囲内で補助金を交付し、冬季間の町民の方々への支援を目的とする。

（補助対象事業）

補助の対象となる事業は、自治会が生活道路の確保のために自治会住民に委託する機械除雪作業とし、次の各号に定める要件のすべてを満たすものとする。

- （１） 自治会が住民に対して依頼したものであること。
- （２） 除雪作業を行う路線で、次のいずれかに該当すること。
 - ア 除雪指定路線以外の町道（法定外町道は含まない。）
 - イ 法定外町道及び車両通行可能な生活道路の延長が概ね 30 メートル以上であり、道路幅員が概ね 2.5 メートル以上であり、沿線に概ね 3 戸以上の住居を有し、国道、県道、町道の除雪路線に接していること。
 - ウ その他、町長が特に必要と認めた路線
- （３） 除雪作業を行う際の積雪深は 10 センチメートル以上であること。

（補助対象者）

補助の対象となる者は、町内の自治会とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

補助の対象となる経費は、機械除雪作業の委託料とし、次に掲げるとおりとする。

- （１） 作業委託料は 1 時間当たりの除雪単価に実稼働時間（時間は、10 分単位とする。）を乗じた額とし、出動の準備時間及び待機時間は対象としないものとする。但し、補助金の上限額は以下のとおりとする。
 - ア 除雪延長距離が 100 メートル未満の場合は、3 万円とする。
 - イ 除雪延長距離が 100 メートル以上 200 メートル未満の場合は、5 万円とする。
 - ウ 除雪延長距離が 200 メートル以上の場合は、10 万円とする。

注意事項

※予算総額の上限がありますので、交付金額が申請額に満たない場合があります。

（補助対象期間）

令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 12 日（金）までに実施する作業

（担当）

地域整備課 建設管理係（TEL 42-6647）